■ 複数の事業を利用する際の併給制限について

障害福祉サービスの併給については、『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』において次のように定められています。

日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられるが、障害者の効果的な支援を行う上で市町村が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組合せて支給決定を行うことは可能である。なお、複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない(同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できない。)。ただし、市町村が日中活動サービスの利用と併せて宿泊型自立訓練が特に必要と認めた場合を除く。

日中活動サービスの併給について本市の取扱いは以下のとおりです。

併給による支給決定を認めないもの

自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援

支給決定自体が有期限で、その間集中的に支援を実施することが必要であるため

就労継続支援A型、就労定着支援

雇用契約に基づく就労を実施している状態であり、その他の福祉サービスを利用 する必要性が極めて低いため

併給による支給決定を認めるもの

生活介護、就労継続支援B型

ただし、併給を希望する理由(それぞれの事業で何を支援するか)をサービス等利 用計画に明記すること